

## 仕様書

### 1 事業名

令和8年度 使用済小型電子機器等収集運搬処理業務（単価契約）

### 2 目的

家庭から排出された使用済小型電子機器等（以下「小型家電」とする。）を収集運搬・処理し、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」とする。）の趣旨に則り、適正に再資源化することを目的とする。

### 3 契約種別

単価契約（小型家電の1kgあたりの処理単価、平日1回あたりの収集運搬費及び休日1回あたりの収集運搬費）

### 4 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 集積場所

佐久市横根 うな沢第2最終処分場

### 6 集積形態

集積用コンテナ（容積8～10m<sup>3</sup>）は引取り者が用意し、うな沢第2最終処分場に設置する。

### 7 対象品目

#### （1）電気、電池を使用する小型電子機器

電気、電池を使用するものが対象。ただし、電気毛布やマッサージチェアなどの布や革が付属しているものや、フロン使用機器は除く。

#### （2）補助記憶装置

ハードディスク、USBメモリ、メモリーカードなど。

#### （3）小型電子機器の附属品

リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等、電池・バッテリー類

#### （4）その他

木製家電（スピーカー等）

#### （5）禁忌品

家電リサイクル法の対象製品、フロン類を含むもの、電気毛布、ホットカーペ

ット、電気あんか、マッサージチェア、電子ピアノ・電子オルガン(卓上タイプ  
のものは除く)など。

※対象品目に付属する金属類・プラスチック類は付いたままの状態引き取ること。

※照明器具の蛍光管、ファンヒーター等の灯油、電池・バッテリーが取り除かれて  
いないものが混入している場合あり。

※電池・バッテリーが内蔵されており、取り外しできないものも回収対象とする。

## 8 搬出形態

引渡し者は、コンテナが満積状態になる時期を見越して引取り者に連絡を入れる。  
搬出日を双方確認の上、引取り者所有の搬出車両(最大10t車)にて引取り者が搬  
出する。この時点で引取り者が空のコンテナと入れ替える。

なお、1年間の回収量見込は約120t(令和6年度数値)、1ヶ月間の平日コンテ  
ナ回収は平均6.9回(令和6年度数値)を見込む。

## 9 処分場日曜開場

引取り者は、5月、7月、10月、12月及び3月の第4日曜日にうな沢第2最終  
処分場で行われる日曜開場(8:30~12:00、13:00~16:00)に使用  
するコンテナを設置すること。

コンテナは、日曜開場前の金曜日夕方か当日の開場前に設置し、回収は当日か開場  
翌日の月曜日に行くこと。

なお、令和7年度の日曜開場では、ひと月あたりの平均収集実績は、約2.2tとな  
っている(令和7年度4月から12月までの収集実績から算出)。

## 10 計量

計量は、原則として引渡し者の所有する計量機器を使用するものとする。引取り者  
は、その内訳を記載した計量伝票を引渡し者に提出する。

### 11 引取り者の費用負担

- (1) 本業務上必要とする人件費及びこれに付随する保険料、消耗品費等一切は、  
引取り者の負担とする。
- (2) 本業務上必要とする運搬車両等及びこれに伴う燃料費、維持管理費用等の経  
費一切は、引取り者の負担とする。
- (3) その他本業務で必要とする経費一切は、引取り者の負担とする。

### 12 委託料、売却価格の支払い

委託料の支払いと、処理単価が逆有償の場合の売却価格の支払いは別処理を行う。  
委託料は、受託者が発行する請求書により佐久市が支払うものとする。

売却価格は、引取り者から提出のあった報告書等をもとに佐久市が納入通知書を発行するものとし、佐久市の定めた納入期限内に納入するものとする。

なお、売却価格に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げる。

### 1.3 引渡し後の取り扱い

引渡し者より引取り者へ引き渡された小型家電については、小型家電リサイクル法の趣旨に則り、必ず全量を小型家電リサイクル法の認定事業者で適正な再資源化を行うこと。認定事業者以外への引き渡しは認めないものとする。

認定事業者への引き渡しの都度、引き渡し証明書を提出すること。

### 1.4 その他注意事項

- (1) うな沢第2最終処分場内は、ごみ収集車や市民の自己搬入一般車両、施設見学者等が常時通行しているため、小型家電の積み込み及び搬出作業の実施にあたっては事故・災害等の防止に細心の注意を払うこと。
- (2) 小型家電の積み込み及び搬出作業時には、うな沢第2最終処分場内の施設を損傷しないように注意を払うこと。なお、万一当該施設を損傷した場合は、引取り者の費用と責任において速やかに応急措置並びに原状復旧を行うこと。
- (3) 本業務委託に係るごみ収集作業中に、事故等が発生した際は、警察への連絡等、直ちに適切な措置をとること。
- (4) 本業務委託において自動車等を運転する際は、常に緊張感を持つとともに細心の注意を払い、交通規則の遵守を徹底すること。また、社内での安全教育等で事故や怪我の防止に努めること。
- (5) 本業務に従事するものは、グローブや安全靴等を着用し、業務中における怪我や事故の防止に努めること。
- (6) 本業務の従事者の労務管理等にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働関係法規を遵守すること。
- (7) 本業務の従事者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、小型家電リサイクル法及びその他関係法令等を遵守すること。
- (8) 上記事項を怠り発生した事故、トラブル、負傷等及び既存施設の損壊等については受託者側ですべて対応解決すること。

### 1.5 協議

本仕様書に定めのない事項及び細目については、引渡し者・引取り者の双方協議の上で定めるものとする。また、市に対して速やかに口頭及び文書での報告をすること。